

那覇市公報

第 1 6 9 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇訓 令◇

○那覇市公有財産検討委員会規程の一部を改正する訓令 (管財課) 437

◇告 示◇

○随意契約の公表について (クリーン推進課) 438

○平成 28 年度下半期那覇市の財政(平成 29 年 3 月 31 日現在) (財政課) 439

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課) 454

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) 455

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課) 456

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課) 457

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について (保護管理課) 458

◇公 告◇

○制限付一般競争入札 (事後審査型) の実施について (クリーン推進課) 459

○公共施設に関する工事の完了について（建築指導課）	460
○平成 28 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」の公表について（市民生活安全課）	461
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（市民生活安全課）	461
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	465
○那覇広域都市計画地区計画の原案について（都市計画課）	466
○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）	467

◇議 会 訓 令◇

○那覇市議会公印規程の一部を改正する訓令	468
----------------------	-----

◇選挙管理委員会告示◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について	471
-------------------------	-----

◇監査委員公表◇

○平成 28 年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）	472
-------------------------------------	-----

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1687 号の正誤	476
○那覇市公報号外第 729 号の正誤	476
○那覇市公報第 1690 号の正誤	477

訓 令

那覇市訓令第10号

平成29年 5 月 30 日

公 表 済

那覇市公有財産検討委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公有財産検討委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市公有財産検討委員会規程(平成3年那覇市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 公有財産の取得、管理及び処分に関する重要な事項(<u>那覇市土地開発公社経営健全化検討委員会</u>の審議に係る事項は除く。)を検討するため、那覇市公有財産検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (委任) 第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が<u>委員会に諮って</u>定める。	(設置) 第1条 公有財産の取得、管理及び処分に関する重要な事項(<u>那覇市土地開発公社経営健全化対策検討委員会及び那覇市住宅政策等検討委員会</u>の所掌に係る事項を除く。)を検討するため、那覇市公有財産検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (委任) 第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成29年5月30日から施行する。

告 示

那覇市告示第 113 号

平成 29 年 5 月 30 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行ったので、那覇市契約規則第 21 条第 2 号の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

(2) 契約を締結した後

事業名	平成 29 年度花壇草花植栽維持管理業務委託
契約締結日	平成 29 年 5 月 29 日
契約相手方の氏名及び住所	那覇市字古島 12-1 ピュアパレス黒潮 101 号 社会福祉法人 伊集の木会 就労支援いじゅの木 理事長 黒潮 武嗣
契約額	1,226,210 円（消費税込み）
契約理由	応募が一者しかなく、見積金額も予定価格の範囲内であるため。また、当該業務を委託することにより、本市の知的障がい者の就業機会の確保と社会参加を促進し、生きがいを支援できるため。
契約担当課	環境部クリーン推進課 (889-3567)

那覇市告示第 125 号

平成 29 年 6 月 15 日

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 28 年度下半期那覇市の財政(平成 29 年 3 月 31 日現在)

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

(単位:千円)

区 分		予算現額	上半期	下半期	年 間	年 間
			収入済額	収入済額	収入済額	収入率
			支出済額	支出済額	支出済額	執行率
(1) 一般会計		154, 827, 965	61, 790, 820	71, 928, 063	133, 718, 883	86. 4%
			52, 154, 221	74, 479, 518	126, 633, 739	81. 8%
(2) 特別会計		83, 033, 162	27, 366, 993	38, 114, 125	65, 481, 118	78. 9%
			34, 669, 580	38, 198, 655	72, 868, 235	87. 8%
内	土地区画整理事業	58, 798	45, 408	18, 091	63, 499	108. 0%
			4, 082	48, 979	53, 061	90. 2%
	国民健康保険事業	51, 347, 577	15, 820, 945	21, 011, 274	36, 832, 219	71. 7%
			23, 514, 379	22, 942, 299	46, 456, 678	90. 5%
	市街地再開発事業	3, 987, 221	182, 088	1, 643, 888	1, 825, 976	45. 8%
			451, 448	1, 099, 350	1, 550, 798	38. 9%
	介護保険事業	24, 015, 603	9, 958, 045	13, 192, 914	23, 150, 959	96. 4%
			9, 426, 506	12, 264, 949	21, 691, 455	90. 3%
	後期高齢者医療	3, 066, 731	1, 104, 551	1, 948, 108	3, 052, 659	99. 5%
			1, 079, 324	1, 639, 373	2, 718, 697	88. 7%
	病院事業債管理	298, 913	149, 464	149, 447	298, 911	100. 0%
			149, 464	149, 447	298, 911	100. 0%
	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業	258, 319	106, 492	150, 403	256, 895	99. 4%
			44, 377	54, 258	98, 635	38. 2%
合 計 (1) + (2)		237, 861, 127	89, 157, 813	110, 042, 188	199, 200, 001	83. 7%
			86, 823, 801	112, 678, 173	199, 501, 974	83. 9%

※「母子寡婦福祉資金貸付事業」は、平成27年度から名称を「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」へ改めた。

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

(単位: 千円)

予算科目	予算現額	上半期 収入済額	下半期 収入済額	年間 収入済額	年間 収入率
市税	47,051,351	26,336,551	19,560,424	45,896,975	97.5%
地方譲与税	728,885	259,626	488,989	748,615	102.7%
地方交付税	10,530,928	7,640,749	3,039,588	10,680,337	101.4%
分担金及び負担金	1,394,284	700,915	674,586	1,375,501	98.7%
使用料及び手数料	3,255,407	1,466,287	1,651,656	3,117,943	95.8%
国庫支出金	43,071,682	14,464,758	23,436,186	37,900,944	88.0%
県支出金	21,618,566	2,303,118	12,966,872	15,269,990	70.6%
繰入金	2,200,760	85,650	2,114,806	2,200,456	100.0%
繰越金	4,581,764	4,581,765	0	4,581,765	100.0%
諸収入	1,585,862	589,632	922,618	1,512,250	95.4%
市債	11,393,594	0	3,645,289	3,645,289	32.0%
その他	7,414,882	3,361,769	3,427,049	6,788,818	91.6%
合 計	154,827,965	61,790,820	71,928,063	133,718,883	86.4%

歳 出

(単位: 千円)

予算科目	予算現額	上半期 支出済額	下半期 支出済額	年間 支出済額	年間 執行率
議会費	744,673	385,981	341,872	727,853	97.7%
総務費	10,974,710	3,025,975	5,491,776	8,517,751	77.6%
民生費	76,524,207	28,423,069	37,956,547	66,379,616	86.7%
衛生費	9,508,040	3,620,626	4,609,984	8,230,610	86.6%
労働費	38,287	18,229	18,353	36,582	95.5%
農林水産業費	228,569	30,908	96,822	127,730	55.9%
商工費	1,062,784	419,149	398,895	818,044	77.0%
土木費	24,326,119	4,627,314	10,059,202	14,686,516	60.4%
消防費	2,821,137	1,087,530	1,478,851	2,566,381	91.0%
教育費	16,107,223	4,279,206	7,875,524	12,154,730	75.5%
災害復旧費	75,804	18	4,484	4,502	5.9%
公債費	12,399,411	6,236,216	6,417,208	12,383,424	99.9%
その他	17,001	0	0	0	0.0%
合 計	154,827,965	52,154,221	74,479,518	126,633,739	81.8%

3 市の財産

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| ① 土地 (道路、公園など) | 3,098,010 m ² |
| ② 建物 (学校、図書館など) | 1,124,902 m ² |
| ③ 基金 (特定の目的のための資金の積立など) | 21,940,748 千円 |
| ④ 有価証券 (株券) | 801,472 千円 |

4 一時借入金の現在額

0千円

5 市債残高 (一般会計・特別会計)

(単位:千円)

借 入 先	一般会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	市街地再開発事業特別会計	合計
財政融資資金	74,201,037		2,110,957	76,311,994
簡易生命保険資金	9,946,524			9,946,524
郵便貯金資金	673,505			673,505
地方公共団体金融機構	29,013,826			29,013,826
国の予算貸付等	349,893	289,497	144,393	783,783
市中銀行	16,123,391		161,600	16,284,991
その他の金融機関	872,192			872,192
共済等	5,097,888		166,186	5,264,074
その他	146,468			146,468
合 計	136,424,724	289,497	2,583,136	139,297,357

※その他は沖縄県貸付資金 (市町村振興資金貸付基金及び交通方法変更記念特別事業貸付基金) である。

6 市民 1 人当たり行政経費及び市税負担額 (一般会計)

平成29年 3 月 31 日現在人口 323,309 人 (外国人登録人口を含む)

市民 1 人当たり行政経費 478,884 円

市民 1 人当たり市税負担額 145,531 円

(単位:円)

1 人当たり行政経費	478,884
議会費	2,303
総務費	33,944
民生費	236,691
衛生費	29,409
労働費	118
農林水産業費	707
商工費	3,287
土木費	75,241
消防費	8,726
教育費	49,820
災害復旧費	234
公債費	38,352
その他	52

7 平成28年度予算総括表

(単位：千円)

会 計 別		平成28年度 当初予算	平成27年度 当初予算	増減額	平成28 年度対 前年度 増減率	平成27 年度対 前年度 増減率
一般会計		143,005,000	134,470,000	8,535,000	6.3%	△4.3%
特別会計		81,394,022	78,593,585	2,800,437	3.6%	6.9%
内 訳	土地区画整理事業	40,531	163,473	△122,942	△75.2%	△86.0%
	国民健康保険事業	49,180,524	49,782,914	△602,390	△1.2%	12.9%
	市街地再開発事業	3,559,669	1,853,805	1,705,864	92.0%	△22.5%
	介護保険事業	25,037,933	23,396,811	1,641,122	7.0%	3.5%
	後期高齢者医療	3,029,871	2,983,712	46,159	1.5%	2.6%
	病院事業債管理	300,278	325,356	△25,078	△7.7%	10.0%
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	245,216	87,514	157,702	180.2%	△18.8%
合 計		224,399,022	213,063,585	11,335,437	5.3%	△0.4%

那覇市上下水道局業務の状況の公表（水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成29年3月31日現在

項 目	単位	実 績
給水人口	人	319,186
給水戸数	戸	160,327
給水栓数	栓	103,248
総配水量	m ³	38,990,236
一日平均配水量	m ³	106,823
一日最大配水量	m ³	116,750
有収水量	m ³	37,560,962
有収率	%	96.33

水道料金調定・収納状況

平成29年3月31日現在 (税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収入率 (%)
7,422,213,000	7,456,939,258	6,201,498,404	1,405	1,255,439,449	83.16%

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位: 円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	水道事業収益	8,410,346,000	3,953,606,395	47.01%	4,497,512,815	53.47%	8,451,119,210	100.48%	
	第1項 営業収益	7,782,989,000	3,654,145,321	46.95%	4,167,501,522	53.55%	7,821,646,843	100.50%	
	第2項 営業外収益	539,803,000	299,445,419	55.47%	241,504,961	44.74%	540,950,380	100.21%	
	第3項 特別利益	87,554,000	15,655	0.02%	88,506,332	101.09%	88,521,987	101.11%	

支 出

(単位: 円)

区 分		予 算 額	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	水道事業費用	7,597,762,000	3,011,393,215	39.64%	4,455,132,094	58.63%	7,466,525,309	98.27%	
	第1項 営業費用	7,115,825,000	2,967,582,028	41.70%	4,037,644,262	56.75%	7,005,226,290	98.45%	
	第2項 営業外費用	221,024,000	42,737,314	19.34%	178,284,998	80.66%	221,022,312	100.00%	
	第3項 特別損失	240,913,000	1,073,873	0.45%	239,202,834	99.29%	240,276,707	99.74%	
	第4項 予備費	20,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位: 円)

区 分		予 算 額	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	調 定 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本的収入	483,316,000	0	0.00%	177,612,600	36.75%	177,612,600	36.75%	
	第1項 補助金	451,770,000	0	0.00%	146,066,000	32.33%	146,066,000	32.33%	
	第2項 他会計負担金	19,314,000	0	0.00%	19,314,000	100.00%	19,314,000	100.00%	
	第3項 他会計貸付金償還金	12,232,000	0	0.00%	12,232,600	100.00%	12,232,600	100.00%	
	第4項 その他資本的収入	0	0	0.00%	0	0%	0	0%	

支 出

(単位: 円)

区 分		予 算 額	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	執 行 額	執行率	備 考
			上 期	上 期	下 期	下 期	累 計	累 計	
第1款	資本的支出	2,190,815,600	409,892,242	18.71%	913,988,468	41.72%	1,323,880,710	60.43%	
	第1項 建設改良費	1,716,332,600	276,142,233	16.09%	578,256,644	33.69%	854,398,877	49.78%	
	第2項 企業債償還金	269,882,000	133,750,009	49.56%	136,131,824	50.44%	269,881,833	100.00%	
	第3項 投資	199,600,000	0	0.00%	199,600,000	100.00%	199,600,000	100.00%	
	第4項 その他資本的支出	1,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	
	第5項 予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

平成28年度損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位: 円)

1 営 業 収 益	(上半期)	(下半期)	(年間計)		
(1) 給 水 収 益	3,282,781,102	3,623,442,222	6,906,223,324		
(2) その他営業収益	<u>107,234,361</u>	<u>242,061,388</u>	<u>349,295,749</u>	7,255,519,073	
2 営 業 費 用					
(1) 配 水 費	1,851,132,558	2,589,189,604	4,440,322,162		
(2) 給 水 費	84,116,179	136,323,102	220,439,281		
(3) 漏 水 防 止 費	16,842,958	35,455,053	52,298,011		
(4) 業 務 費	136,788,729	208,613,590	345,402,319		
(5) 総 係 費	174,343,873	288,300,564	462,644,437		
(6) 減 価 償 却 費	547,148,000	541,358,537	1,088,506,537		
(7) 資 産 減 耗 費	<u>39,486,070</u>	<u>△17,463,157</u>	<u>22,022,913</u>	<u>6,631,635,660</u>	
営 業 利 益					623,883,413
3 営 業 外 収 益					
(1) 受 取 利 息	14,897,200	22,633,808	37,531,008		
(2) 他 会 計 負 担 金	5,662,732	19,712,813	25,375,545		
(3) 補 償 金	4,399,390	9,176,610	13,576,000		
(4) 長期前受金戻入	232,320,500	146,879,521	379,200,021		
(5) 土 地 物 件 収 益	36,320,148	35,770,865	72,091,013		
(6) 雑 収 益	<u>3,278,713</u>	<u>4,971,550</u>	<u>8,250,263</u>	536,023,850	
4 営 業 外 費 用					
(1) 支 払 利 息	41,073,328	38,691,513	79,764,841		
(2) 雑 支 出	<u>1,541,019</u>	<u>358,681</u>	<u>1,899,700</u>	<u>81,664,541</u>	<u>454,359,309</u>
経 常 利 益					1,078,242,722
5 特 別 利 益					
(1) 過年度損益修正益	14,500	39,968,420	39,982,920		
(2) その他特別利益	<u>0</u>	<u>48,536,809</u>	<u>48,536,809</u>	88,519,729	
6 特 別 損 失					
(1) 過年度損益修正損	994,348	112,796,935	113,791,283		
(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>125,736,792</u>	<u>125,736,792</u>	<u>239,528,075</u>	<u>△ 151,008,346</u>
当 年 度 純 利 益					927,234,376
前年度繰越利益剰余金					0
その他未処分利益剰余金変動額					<u>1,091,370,767</u>
当年度未処分利益剰余金					<u>2,018,605,143</u>

平成28年度貸借対照表

(平成29年 3月31日)

(単位 : 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,070,849,302	
ロ 建 物	2,173,937,219		
減価償却累計額	<u>△ 913,082,400</u>	1,260,854,819	
ハ 構 築 物	39,789,880,350		
減価償却累計額	<u>△ 18,355,183,617</u>	21,434,696,733	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,448,370,600		
減価償却累計額	<u>△ 1,422,070,508</u>	1,026,300,092	
ホ 車 両 運 搬 具	38,370,082		
減価償却累計額	<u>△ 22,470,912</u>	15,899,170	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	420,219,596		
減価償却累計額	<u>△ 345,117,604</u>	75,101,992	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>86,585,206</u>	
有形固定資産合計			24,970,287,314

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		913,300	
ロ ソフトウェア		<u>4,220,000</u>	
無形固定資産合計			5,133,300

(3) 投 資

イ 投 資 有 価 証 券		598,382,000	
ロ そ の 他 投 資		<u>2,405,000</u>	
投 資 合 計			<u>600,787,000</u>
固 定 資 産 合 計			25,576,207,614

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		10,291,613,522	
(2) 未 収 金	1,363,788,665		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 17,831,448</u>	1,345,957,217	
(3) 貯 蔵 品		58,796,676	
(4) 前 払 金		<u>5,173,000</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>11,701,540,415</u>
資 産 合 計			<u>37,277,748,029</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に

充てるための企業債

2,088,869,217

企 業 債 合 計

2,088,869,217

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

976,980,376

ロ 修繕引当金

759,370,000

引 当 金 合 計

1,736,350,376

固 定 負 債 合 計

3,825,219,593

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に

充てるための企業債

266,582,965

企 業 債 合 計

266,582,965

(2) 未 払 金

623,667,799

(3) 預 り 金

182,313,888

(4) 引 当 金

イ 賞与等引当金

70,603,388

引 当 金 合 計

70,603,388

流 動 負 債 合 計

1,143,168,040

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 受贈財産評価額

303,796,279

収 益 化 累 計 額

△ 139,891,471

163,904,808

ロ 寄 附 金

70,000,000

収 益 化 累 計 額

△ 12,599,998

57,400,002

ハ 工 事 負 担 金

1,800,483,795

収 益 化 累 計 額

△ 814,324,077

986,159,718

ニ 国庫(県)補助金

13,898,635,949

収 益 化 累 計 額

△ 6,228,600,901

7,670,035,048

ホ 他会計負担金

35,788,074

収 益 化 累 計 額

△ 752,898

35,035,176

ヘ 補 償 金

193,986,326

収 益 化 累 計 額

△ 82,706,887111,279,439

繰 延 収 益 合 計

9,023,814,191

負 債 合 計

13,992,201,824

資 本 の 部

6 資 本 金 12,409,000,999

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額 321,419,706

ロ 国庫(県)補助金 1,984,471,045

資本剰余金合計 2,305,890,751

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 債 積 立 金 1,675,065,765

ロ 建設改良積立金 4,876,983,547

ハ 当年度未処分利益剰余金 2,018,605,143

利益剰余金合計 8,570,654,455

剰 余 金 合 計 10,876,545,206

資 本 合 計 23,285,546,205

負 債 資 本 合 計 37,277,748,029

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位:円

借 入 先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財 政 融 資 資 金	1,728,442,319	0	167,207,117	1,561,235,202
地方公共団体金融機構	896,891,696	0	102,674,716	794,216,980
計	2,625,334,015	0	269,881,833	2,355,452,182

一時借入金 なし

那覇市上下水道局業務の状況の公表（下水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成29年3月31日現在

項 目	単位	実 績
使用戸数	戸	150,223
検針栓数	栓	95,916
総排水量	m ³	35,803,994
有収水量	m ³	35,799,473
有収率	%	99.99

下水道使用料調定・収入状況

平成29年3月31日現在（税込）

予算額 (円)	調定額 (円)	収入額 (円)	不納欠損額 (円)	未収額 (円)	収入率 (%)
3,665,296,000	3,688,277,328	2,994,222,231	1,256	694,053,841	81.18

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

	区分		予算額	調定額	執行率	調定額	執行率	調定額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		下水道事業収益	5,542,074,000	2,504,738,623	45.19%	3,027,228,684	54.63%	5,531,967,307	99.82%	
	第1項	営業収益	4,355,186,000	1,992,185,116	45.74%	2,368,097,038	54.38%	4,360,282,154	100.12%	
	第2項	営業外収益	1,185,914,000	512,153,697	43.19%	658,480,250	55.52%	1,170,633,947	98.71%	
	第3項	特別利益	974,000	399,810	41.05%	651,396	66.88%	1,051,206	107.93%	

支 出

(単位：円)

	区分		予算額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		下水道事業費用	5,201,193,000	1,887,141,485	36.28%	3,179,893,312	61.14%	5,067,034,797	97.42%	
	第1項	営業費用	4,771,240,000	1,720,801,777	36.07%	2,957,287,085	61.98%	4,678,088,862	98.05%	
	第2項	営業外費用	416,012,000	165,438,880	39.77%	222,565,687	53.50%	388,004,567	93.27%	
	第3項	特別損失	1,987,000	900,828	45.34%	40,540	2.04%	941,368	47.38%	
	第4項	予備費	11,954,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

(2) 資本的收入及び支出

収 入

(単位：円)

	区分		予算額	調定額	執行率	調定額	執行率	調定額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		資本的收入	1,836,140,247	164,943,444	8.98%	1,512,872,335	82.40%	1,677,815,779	91.38%	
	第1項	企業債	638,900,000	0	0.00%	550,800,000	86.21%	550,800,000	86.21%	
	第2項	補助金	641,529,247	0	0.00%	552,303,249	86.09%	552,303,249	86.09%	
	第3項	他会計負担金	478,458,000	162,823,544	34.03%	332,961,786	69.59%	495,785,330	103.62%	
	第4項	その他資本的收入	77,253,000	2,119,900	2.74%	76,807,300	99.43%	78,927,200	102.17%	

支 出

(単位：円)

	区分		予算額	執行額	執行率	執行額	執行率	執行額	執行率	備考
				上期	上期	下期	下期	累計	累計	
第1款		資本的支出	3,040,496,659	901,189,045	29.69%	1,874,320,995	61.65%	2,775,510,040	91.29%	
	第1項	建設改良費	1,876,203,659	352,534,237	18.79%	1,264,270,428	67.38%	1,616,804,665	86.17%	
	第2項	企業債償還金	1,143,050,000	547,864,808	47.93%	595,184,967	52.07%	1,143,049,775	100.00%	
	第3項	他会計借入金償還金	12,233,000	0	0.00%	12,232,600	100.00%	12,232,600	100.00%	
	第4項	投資	4,000,000	790,000	19.75%	2,633,000	65.83%	3,423,000	85.58%	
	第5項	予備費	5,000,000	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	

平成28年度損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：円)

1	営 業 収 益	(上半期)	(下半期)		
(1)	下水道使用料	1, 626, 325, 472	1, 789, 676, 124	3, 416, 001, 596	
(2)	雨水処理負担金	198, 440, 486	395, 632, 455	594, 072, 941	
(3)	再生水売却収益	34, 800, 745	36, 244, 937	71, 045, 682	
(4)	その他営業収益	182, 600	1, 022, 900	1, 205, 500	4, 082, 325, 719
2	営 業 費 用				
(1)	管渠費	60, 927, 308	226, 200, 644	287, 127, 952	
(2)	ポンプ場費	11, 470, 559	17, 440, 045	28, 910, 604	
(3)	雨水処理費	23, 672, 786	207, 805, 616	231, 478, 402	
(4)	排水設備費	30, 873, 103	42, 986, 674	73, 859, 777	
(5)	業務費	622, 811, 074	1, 293, 331, 909	1, 916, 142, 983	
(6)	総係費	39, 906, 725	175, 119, 693	215, 026, 418	
(7)	減価償却費	876, 037, 000	851, 549, 778	1, 727, 586, 778	
(8)	資産減耗費	0	12, 708, 436	12, 708, 436	4, 492, 841, 350
	営業損失				410, 515, 631
3	営 業 外 収 益				
(1)	受取利息	28, 155	4, 503, 581	4, 531, 736	
(2)	他会計負担金	121, 233, 970	168, 493, 055	289, 727, 025	
(3)	補助金	0	2, 378, 870	2, 378, 870	
(4)	長期前受金戻入	389, 413, 000	481, 518, 158	870, 931, 158	
(5)	土地物件収益	1, 029, 050	360, 040	1, 389, 090	
(6)	雑収益	447, 363	1, 330, 110	1, 777, 473	1, 170, 735, 352
4	営 業 外 費 用				
(1)	支払利息	165, 117, 212	158, 366, 687	323, 483, 899	
(2)	雑支出	297, 980	16, 988, 903	17, 286, 883	340, 770, 782
	経常利益				419, 448, 939
5	特 別 利 益				
(1)	過年度損益修正益	371, 614	131, 684	503, 298	
(2)	その他特別利益	0	511, 342	511, 342	1, 014, 640
6	特 別 損 失				
(1)	過年度損益修正損	834, 103	37, 539	871, 642	871, 642
	当年度純利益				419, 591, 937
	前年度繰越利益剰余金				0
	その他未処分利益剰余金変動額				478, 728, 284
	当年度未処分利益剰余金				898, 320, 221

平成28年度貸借対照表

(平成29年 3 月 31 日)

(単位 : 円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ	土地		1,463,008,737
ロ	建物	176,150,594	
	減価償却累計額	<u>△ 55,945,011</u>	120,205,583
ハ	構築物	63,903,384,419	
	減価償却累計額	<u>△ 21,356,250,216</u>	42,547,134,203
ニ	機械及び装置	858,270,865	
	減価償却累計額	<u>△ 355,220,733</u>	503,050,132
ホ	車両運搬具	5,797,912	
	減価償却累計額	<u>△ 4,152,272</u>	1,645,640
ヘ	工具、器具及び備品	44,104,326	
	減価償却累計額	<u>△ 30,694,766</u>	13,409,560
ト	建設仮勘定		<u>267,673,183</u>
	有形固定資産合計		44,916,127,038

(2) 無形固定資産

イ	地上権		4,890,200
ロ	施設利用権		4,709,766,951
ハ	ソフトウェア		<u>1,065,000</u>
	無形固定資産合計		4,715,722,151

(3) 投資

イ	長期貸付金	5,484,900	
	貸倒引当金	<u>0</u>	5,484,900
ロ	その他投資		<u>4,147,000</u>
	投資合計		<u>9,631,900</u>
	固定資産合計		49,641,481,089

2 流動資産

(1)	現金預金		2,557,245,841
(2)	未収金	1,011,001,298	
	貸倒引当金	<u>△ 4,289,133</u>	1,006,712,165
(3)	前払金		<u>70,655,025</u>
	流動資産合計		<u>3,634,613,031</u>
	資産合計		<u><u>53,276,094,120</u></u>

負 債 の 部

3	固定負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	13,762,564,304		
	企業債合計		13,762,564,304	
(2)	引当金			
イ	退職給付引当金	400,693,679		
	引当金合計		400,693,679	
	固定負債合計			14,163,257,983
4	流動負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,050,448,925		
	企業債合計		1,050,448,925	
(2)	未払金		644,207,913	
(3)	預り金		1,595,513	
(4)	引当金			
イ	賞与等引当金	27,581,135		
	引当金合計		27,581,135	
	流動負債合計			1,723,833,486
5	繰延収益			
(1)	長期前受金			
イ	受贈財産評価額	449,464,528		
	収益化累計額	△ 67,391,363	382,073,165	
ロ	国庫(県)補助金	37,278,994,598		
	収益化累計額	△ 15,538,410,985	21,740,583,613	
ハ	他会計負担金	1,490,385,933		
	収益化累計額	△ 174,118,811	1,316,267,122	
ニ	補償金	135,058,335		
	収益化累計額	△ 1,145,183	133,913,152	
	繰延収益合計			23,572,837,052
	負債合計			39,459,928,521

資 本 の 部

6	資本金			12,625,972,245
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
イ	受贈財産評価額	199,487,905		
ロ	国庫(県)補助金	75,966,379		
ハ	他会計負担金	16,418,849		
	資本剰余金合計		291,873,133	
(2)	利益剰余金			
イ	減価積立金			
ロ	当年度未処分利益剰余金	898,320,221		
	利益剰余金合計		898,320,221	
	剰余金合計			1,190,193,354
	資本合計			13,816,165,599
	負債資本合計			53,276,094,120

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備考
	円	円	円	円	
財政融資資金	4,489,264,250	38,900,000	341,921,572	4,186,242,678	
地方公共団体金融機構	7,776,053,285	432,300,000	386,575,620	7,821,777,665	
郵貯・簡保管理機構	2,538,098,461	0	223,821,473	2,314,276,988	
沖縄県市町村振興資金	40,449,176	0	40,449,176	0	
琉球銀行	462,806,000	79,600,000	132,512,000	409,894,000	
計	15,306,671,172	550,800,000	1,125,279,841	14,732,191,331	

そ の 他

借入先	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高	備考
	円	円	円	円	
都市再生機構	98,591,832	0	17,769,934	80,821,898	
水道事業会計	12,232,600	0	12,232,600	0	
計	110,824,432	0	30,002,534	80,821,898	

一時借入金

なし

那覇市告示第 126 号

平成 29 年 6 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
かねしま歯科クリニック	兼島 則人	平成 29 年 5 月 12 日
那覇市松川三丁目 1 番 20 号		

那覇市告示第 127 号

平成 29 年 6 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
有限会社 東医堂薬局	有限会社 東医堂	平成 29 年 5 月 1 日
那覇市泊 1 丁目 6 番地 1		
社会医療法人仁愛会 あさと 大腸・肛門クリニック	社会医療法人 仁愛会	平成 29 年 3 月 31 日
那覇市字松川 442 番地		

那覇市告示第 128 号

平成 29 年 6 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
デイサービス めかる・愛さんさん広場 (通所介護、介護予防通所介護、通所型サービス(みなし))	平成 29 年 5 月 31 日
那覇市銘苅一丁目 18 番 31 号	

那覇市告示第 129 号

平成 29 年 6 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
相良 修平	柔道整復	平成29年 5 月 1 日
ていーだ整骨院	那覇市字安里416番地 大進ビル101	
知念 航平	はり・きゅう	平成29年 5 月 2 日
うみそら鍼灸院	那覇市字安里 9 番地 1 マンションまさひろ405	
流田 伸次	柔道整復	平成29年 5 月12日
太陽整骨院	那覇市小禄 1 丁目 27 番 15 号 ソシア Z 1 階	

那覇市告示第 130 号

平成 29 年 6 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
西原 愛喜	おなが那覇整骨院	平成 29 年 4 月 1 日
	那覇市字仲井真 297 番地 1	

公 告

那 覇 市 公 告 第 6 8 号

平成 29 年 5 月 19 日

掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名： 平成 29 年度消防設備保守点検業務委託
- (2) 履行期間： 契約の日から平成 30 年 3 月 31 日
- (3) 履行場所： 汚水処理場、エコマール那覇プラザ棟、リサイクル棟、
し尿等下水道放流施設
- (4) 概 要： 消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく点検
仕様書のとおり
- (5) 最低制限価格： 設けない。

2. 入札参加資格要件： ※入札公告日までに下記の資格を全て満たすこと。

- (1) 過去 2 年間に同規模の国又は地方公共団体の公共施設の点検の実績が 2 件以上あること。
- (2) 那覇市法制契約課に工事業者の消防設備の業種で登録がなされていること。
- (3) 沖縄県消防設備協会会員であること。

3. 入札保証金： 免除（入札参加条件、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号による）

4. 契約保証金： 免除（那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号による）

5. 入札説明会等： 入札説明、現場説明会は行いませんので、入札案内及び仕様書を熟読し不明な点がございましたら、入札案内に従い担当課まで問い合わせ下さい。入札案内及び仕様書、入札書、委任状は那覇市ホームページのクリーン推進課の「お知らせ」よりダウンロードできます。

6. 入札日時： 入札案内に記載されています。

7. 担当課： クリーン推進課 管理グループ 渡嘉敷

TEL : 098-889-3567 FAX : 098-888-1274

那覇市公告第 80 号
平成 29 年 5 月 29 日
掲 示 済

公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 29 年 3 月 24 日 第 H28－09 号 那覇市指令都建第 3207 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里末吉町三丁目 26 番 1 他 5 筆
- 3 公共施設
道路
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県中頭郡西原町字池田 625 番地
社会福祉法人 琉球溢愛会 理事 上原 康生
- 5 検査済証番号
平成 29 年 5 月 29 日 那都建第 79 号
- 6 工事完了年月日
平成 29 年 4 月 25 日

那 覇 市 公 告 第 8 4 号

平成 29 年 5 月 31 日

掲 示 済

平成 28 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」の公表について

那覇市情報公開条例第 32 条及び那覇市個人情報保護条例第 33 条の規定に基づき、平成 28 年度「那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報告書」を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

（別紙略）※なお、別紙は市政情報センターにて閲覧可能

那 覇 市 公 告 第 8 8 号

平成 29 年 6 月 5 日

掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成29年5月26日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部 資産税課	目的外利用部課 又は提供先	都市計画部 建築指導課
業 務 の 名 称	「耐震化促進事業」の耐震化率について		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 平成29年5月22日 ☐ 随 時		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	建築物の物件所有者(氏名・住所・郵便番号)、物件名称、物件所在地、建築年、用途、現況床面積、階数		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (類型事項1に該当) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づき、那覇市耐震改修促進計画を策定し、同計画において定めた耐震化率の進捗を把握するため、那覇市内の建築物の全数把握を行う必要がある。		
届 出 担 当 部 課	都市計画部 建築指導課 電話098-951-3244		

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

平成29年5月31日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次克彦

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	学校教育部学務課	目的外利用部課 又は提供先	学校教育部 学校教育課
業 務 の 名 称	日本スポーツ振興センター災害共済給付契約名簿更新		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 平成 年 月 日 ☒ 随 時(①のデータ 平成29年5月16日)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	①平成29年4月1日から4月30日までに就学援助の準要保護申請があつた児童生徒の氏名、学年及び在籍校 ②平成29年4月1日から4月30日までに就学援助の準要保護申請があつた児童生徒のうち認定不可となったものの氏名、学年及び在籍校		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項 1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	災害共済給付契約名簿更新手続き及び共済掛金の確定のため (独立行政法人日本スポーツ振興センター法 第17条・第18条)		
届 出 担 当 部 課	学校教育部学校教育課 電話 917-3506 内2622		

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・**提供**)届出書

平成29年5月31日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 渡慶次克彦

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部保護管理課	目的外利用部課 又は提供先	学校教育部 学校教育課
業 務 の 名 称	日本スポーツ振興センター災害共済給付契約名簿更新		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 平成29年5月8日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	平成29年5月1日現在の生活保護世帯に属する児童生徒の氏名、学年、在学している学校名		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	災害共済給付契約名簿更新手続き及び共済掛金の確定のため (独立行政法人日本スポーツ振興センター法 第17条・第18条)		
届 出 担 当 部 課	学校教育部学校教育課 電話 917-3506 内2622		

那覇市公告第 90 号
平成 29 年 6 月 5 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 3・3・那 5 号 虎瀬公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
 - （1）収用の部分 平成 19 年沖縄県告示第 402 号及び平成 24 年沖縄県告示第 161 号の事業地のうち那覇市首里赤平町 2 丁目地内において事業地を変更する。
 - （2）使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成 19 年 6 月 15 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 建設管理部花とみどり課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 8 階)

那覇市公告第 101 号
平成 29 年 6 月 8 日
掲 示 済

那覇広域都市計画地区計画の原案について

那覇市地区計画等の案の作成手続きに関する条例(昭和 59 年那覇市条例第 22 号)第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画の原案について、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 2 項に規定する者は、公告の日の翌日から起算して 3 週間を経過する日までに那覇市長に意見書を提出することができる。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画地区計画
- 2 都市計画の名称
那覇市空港南地区地区計画
- 3 都市計画を変更する土地の区域
那覇市字具志の一部
- 4 縦覧場所及び意見書の提出先
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所 9 階）
- 5 縦覧期間及び縦覧時間
縦覧期間：平成 29 年 6 月 8 日（木）から平成 29 年 6 月 22 日（木）まで。
ただし、土・日曜日及び祝日は除く。
縦覧時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。
ただし、正午から午後 1 時を除く。
- 6 意見書の提出期間
平成 29 年 6 月 8 日（木）から平成 29 年 6 月 29 日（木）まで。ただし、土・日曜日及び祝日は除く。

那覇市公告第 111 号

平成 29 年 6 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 29 年 5 月 8 日 第 H28-04-01 号 那覇市指令都建第 764 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里石嶺町一丁目 64 番 44 他 6 筆
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
沖縄県宜野湾市真栄原 1 丁目 21 番 1 号（1 階）
株式会社 上咲組 代表取締役 上間 整
- 5 検査済証番号
平成 29 年 5 月 22 日 那都建第 55 号
- 6 工事完了年月日
平成 29 年 4 月 14 日

議 会 訓 令

那覇市議会訓令第 1 号

平成 28 年 6 月 1 日

公 表 済

那覇市議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 翁 長 俊 英

那覇市議会公印規程の一部を改正する訓令

那覇市議会公印規程(昭和49年那覇市議会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公印の名称等) 第3条 公印の名称、様式、寸法、書体、使用区分、<u>管守者及び個数</u>は別表のとおりとする。 (公印の管守) 第4条 公印の<u>管守責任者</u>は庶務課長とする。 [別表第1 別記] [別表第2 別記]	(公印の名称等) 第3条 公印の名称<u>及び</u>使用区分は別表のとおりとする。 (公印の管守) 第4条 公印の<u>管守者</u>は庶務課長とする。 [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。 4 改正表の表示に対応する改正後表の表示がない場合には、当該改正表を削る。	

付 則

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1

名称	／様式／別掲 ／寸法	書体	使用区分	管守者	個数
那覇市議会印	い 方30ミリ メートル	れい書	議会名をもってする文書	庶務課 長	1
那覇市議会議長 印	ろ 方30ミリ メートル	れい書	議長名をもってする文書	庶務課 長	1
那覇市議会副議 長印	は 方30ミリ メートル	れい書	副議長名をもってする文書	庶務課 長	1
那覇市議会常任 委員長印	に 方25ミリ メートル	れい書	常任委員会委員長名をもつ てする文書	庶務課 長	1
那覇市議会特別 委員長印	ほ 方25ミリ メートル	れい書	特別委員会委員長名をもつ てする文書	庶務課 長	1
那覇市議会運営 委員長印	へ 方25ミリ メートル	れい書	議会運営委員会委員長名をも ってする文書	庶務課 長	1
那覇市議会事務 局印	と 方30ミリ メートル	れい書	議会事務局名をもってする 文書	庶務課 長	1
那覇市議会事務 局長印	ち 方24ミリ メートル	れい書	局長名をもってする文書	庶務課 長	1
那覇市議会事務 局課長印	り 方21ミリ メートル	れい書	庶務課長名をもってする文 書	庶務課 長	1

〔改正後 別記〕

別表

名称	使用区分
那覇市議会印	議会名をもってする文書
那覇市議会議長印	議長名をもってする文書
那覇市議会副議長印	副議長名をもってする文書
那覇市議会常任委員長印	常任委員会委員長名をもってする文書
那覇市議会特別委員長印	特別委員会委員長名をもってする文書
那覇市議会運営委員長印	議会運営委員会委員長名をもってする文書
那覇市議会事務局印	議会事務局名をもってする文書
那覇市議会事務局長印	局長名をもってする文書
那覇市議会事務局課長印	課長名をもってする文書

[改正前 別記]

別表2

那	覇	市
議	会	印

い

那	覇	市	議
会	常	任	委
員	長		印

に

那	覇	市
議	会	事
務	局	印

と

那	覇	市
議		会
議	長	印

ろ

那	覇	市	議
会	特	別	委
員	長		印

ほ

那	覇	市
議	会	事
局	長	印

ち

那	覇	市
議	会	副
議	長	印

は

那	覇	市	議
会	運	営	委
員	長		印

へ

那	覇	市
議	会	事
課	長	印

り

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 1 号

平 成 2 9 年 6 月 1 日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

- | | |
|---------------------------|----------|
| 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 5,207 人 |
| 2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 86,771 人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 | 43,386 人 |

監査委員公表

那 監 公 表 第 2 号

平成 29 年 6 月 15 日

那覇市監査委員

同

同

同

新 城 和 範

宮 里 善 博

高 良 正 幸

糸 数 昌 洋

平成 28 年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について (公表)

平成 28 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成28年度後期定期監査の結果に基づき講じた措置について**総務部****○総務課****旅行命令前の航空賃の私的な支払及び精算の遅延について（注意事項）**

出張に伴う普通旅費について、職員が旅行命令前に、自己のクレジットカードにより出張者2人分の航空賃（136,000 円）を私的に支払った。そのため、支払いの確認に時間を要し概算払いの精算が用務終了後30日を経過した。

当該事案は、秘書広報課が航空券の手配を担当し、総務課が旅行命令、支出負担行為等の事務を担当したが、職員の認識不足と相互の事務連絡が十分でなかったため、今回の事態が発生した。

那覇市職員等の旅費支給条例第4条第4項は、旅行命令権者は、旅行命令を発し、旅行命令簿に旅行に関する事項を記載し、これを旅行者に提示して行わなければならない旨、規定している。また、那覇市会計規則第62条第1項は、概算払を受けた者は、用務を終了した日から7日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない旨、規定している。

事務の執行に当たっては、内部統制及び事故等の防止の観点から職員の私的な支払いを避けるとともに、職員等の旅費支給条例及び会計規則を遵守し適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項については、関係課との事務連絡不足により、すでに旅行命令がなされたものと誤認し、航空券の手配を行ってしまったものです。今後はこのような事態が生じないように、事務連絡を密に行うとともに、那覇市会計規則を遵守し、適切な事務の執行を行ってまいります。

○秘書広報課**「声の広報」事業委託契約について（注意事項）**

「声の広報」事業は、毎月1回発行される広報「なは市民の友」等を受託者において、音訳してカセットテープに録音し秘書広報課が作成した個人名及び住所が記載された希望者リストにより送付している。

那覇市個人情報保護条例第29条第1項は、個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない旨規定し、同条例施行規則第17条は、契約において個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他7項目の条件を付するものと規定しているが、当該委託契約にはその条件が付されていない。

個人情報を取り扱う契約の締結に当たっては、関係条例等を遵守し適正な個人情報保護を図られたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 28 年度「声の広報」事業委託契約において、那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条の個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他 7 項目の条件を付する「個人情報の取扱いを定める特約」を追記した変更契約を締結しました。今後は関係条例等を遵守し適切な個人情報保護に努めます。

○管財課

出席者費用弁償の指定金融機関等への払込みの遅延について（注意事項）

平成 27 年 6 月 26 日、担当職員が関係団体総会に出席した際、当該団体の規程に基づき日当（10,000 円）を支給されたが、資料とともに同封された当該日当に気づかず、平成 28 年 2 月 24 日付けで指定金融機関への払込みを行っている。

那覇市会計規則第 27 条第 1 項は、現金等を直接収納したときは、即日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならない旨、規定している。

現金の取扱いに当たっては、事故等の防止の観点から会計規則を遵守し適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回、ご指摘のありました出席者費用弁償の処理につきましては、配布資料及び出席後報告時の確認不足により生じたものであります。今後は、事務処理に遅れや遺漏が生じないよう十分な資料確認を行うとともに、会計規則を順守した適正な事務処理に努めてまいります。

企画財務部

○市民税課

資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

軽自動車税納税通知書の料金後納郵便及びゆうパック料金の支払いのため受領した前渡金について、約 10 か月後に精算を行っている。

資金前渡の精算については、那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 3 号は、支払いが終了した日から 7 日以内に行う旨、定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

組織統合により引き継いだ郵送事務の精算事務遅れについて、課内で今後の対策を協議した結果、平素の点検事項として課内決裁ラインで照合を徹底していくこととしました。また、精算は原則当日中に行うこととし、会計規則を遵守するよう徹底します。

○資産税課

前回監査（平成 26 年度）指摘事項等の措置状況について（注意事項）

平成 28 年度地籍調査データ整備業務委託契約は、平成 28 年 10 月 26 日付け締結し、約 1 か月遅延の後、同年 11 月 30 日付け支出負担行為を行っている。当該業務については、平成 26 年度においても同様の事務処理があったため、平成 26 年度後期定期監査において注意事項として指摘されている（平成 27 年度は、適切な事務処理を行っていた。）。

那覇市予算決算規則第 23 条別表第 1 は「支出負担行為として整理する時期」は「契約締結のとき又は請求のあったとき」と規定している。

事務事業の執行に当たっては、関係規則等を遵守し適切な事務処理を図られたい。

□ 注意事項に関する措置

前回監査（平成 26 年度）の指摘事項（注意事項）を受け、支出事務の執行に当たっては那覇市予算決算規則等関係規則等を遵守し、適切な事務の執行を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りましたが、その方法が不十分であったため、平成 28 年度においても、業務担当者と予算担当者との連絡不足により支出負担行為が遅れるという同様の事例が発生しました。

今後このような事態が生じないように、業務担当者が、契約締結時にすみやかに支出負担行為まで行うこととして事務処理方法を見直し、予算執行進捗管理表（チェックシート）によるチェックをすることとし、その旨課内で周知徹底を図りました。

建設管理部

○市営住宅課

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託及び市営住宅駐車場管理事務委託について（注意事項）

那覇市営住宅使用料等徴収業務（指定管理者が行う徴収業務を除く。）は、2 人と委託契約を締結し、市営住宅駐車場管理事務は、駐車場（区画貸し）が設置されている 11 市営住宅自治会長と委託契約を締結している。

個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条に基づき、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他 7 項目の条件を付するものとされているが、当該 2 件の契約にはその条件が付されていない。

また、上記住宅使用料等徴収業務委託の契約書において「委託手数料は、那覇市営住宅使用料等徴収業務委託要綱第 11 条にもとづき算出した額を支払う。」としている。那覇市契約規則第 26 条第 2 号は、契約書に記載すべき事項として契約金額を規定しているが、当該契約書には、契約金額の記載がない。

契約締結に当たっては、関係規則等を遵守し適切な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 29 年度の市営住宅使用料等徴収業務委託及び市営住宅駐車場管理事務委託の契約においては、個人情報保護条例施行規則に基づき、それぞれ個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他 7 項目の条件を付し委託契約を締結い

たしました。

また、市営住宅使用料等徴収業務委託の委託金額は、徴収実績に依じての支払であることから、委託金額の算定方法は第 6 条第 2 項の別表として委託契約を締結しました。

正 誤

○那覇市公報第 1687 号の正誤

2017（平成29）年 3 月 1 日付け那覇市公報第1687号に登載された那覇市上下水道局規程第 2 号について、次のとおり訂正する。

頁	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1687	上から5行目	那覇市上下水道局事業管理者	那覇市上下水道事業管理者
	下から12行目	那覇市上下水道局事業管理者	那覇市上下水道事業管理者
1688	上から5行目	那覇市上下水道局事業管理者	那覇市上下水道事業管理者
	下から13行目	那覇市上下水道局事業管理者	那覇市上下水道事業管理者
1691	上から4行目	那覇市上下水道局事業管理者	那覇市上下水道事業管理者
	上から13行目	那覇市上下水道局事業管理者	那覇市上下水道事業管理者

○那覇市公報号外第729号の正誤

2017（平成29）年 3 月22日付け那覇市公報号外第729号に登載された那覇市消防局訓令第 1 号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
4306	上から15行目	附 則	付 則

○那覇市公報第1690号の正誤

2017（平成29）年 4 月 17 日 付け那覇市公報第1690号に登載された那覇市規則第10号、第11号及び第14号並びに那覇市訓令第 6 号について、次のとおり訂正する。

1 ページ141

訂正箇所 上から16行目及び17行目

[訂正前]

2～5 [略]	2～5 [略]
6 前項に規定する勤務期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間から次に掲げる期間を除算した期間とする。	6 [略]

[訂正後]

2～6 [略]	2～6 [略]
7 前項に規定する勤務期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間から次に掲げる期間を除算した期間とする。	7 [略]

2 ページ141

訂正箇所 上から31行目

[訂正前]

7～9 [略]	7～9 [略]
---------	---------

[訂正後]

8～10 [略]	8～10 [略]
----------	----------

3 その他

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
163	上から11行目	雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から	雇入年月日の翌日から
163	上から27行目	雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から	雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から
182	上から7行目	聴覚障がい者相談員	聴覚障がい者相談員
182	上から7行目	日額 7,560	日額 7,560
183	上から3行目	レセプト点検職員	レセプト点検職員
191	上から27行目	又は 2 日	又は週 2 日

192	上から3行目	乳児全戸訪問活動支援員	<u>乳児全戸訪問活動支援員</u>
192	上から17行目	育児短時間勤務対応非常勤 図書館事務員	育児短時間勤務対応非常勤 図書事務員

4 ページ215

訂正箇所 上から5行目以降

[訂正前]

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

[訂正後(※次頁以後に第1号様式の4、第1号様式の5、第11号様式及び第12号様式を表記)]

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

第1号様式の4(第4条関係)

介護休業願簿	所	職	氏	名

要介護者に 関する事項		氏 名	要介護者の 状態及び具 体的な介護 の内容						部 長	副部長	課 長	主幹等	担 当
続 柄													
同・別居		☐ 同居 ☐ 別居											
介護が必要となった時期		年 月 日											
連続する6月の期間		年 月 日から 年 月 日まで											
請 求	年 月 日	時 分	期 間	請 求 年 月 日	請 求 者 印	承 認 の 可 否	決 裁 欄	照合済印 給与減額 手続(入 力有無)	考 備				
年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分 時 分				☐ 承認 ☐ 不承認							
年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分 時 分				☐ 承認 ☐ 不承認							
年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分 時 分				☐ 承認 ☐ 不承認							
年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分 時 分				☐ 承認 ☐ 不承認							
年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()	時 分 時 分				☐ 承認 ☐ 不承認							

(裏)

(第1面)

部長	副部長	課長	主幹等	担当

指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定											
第1回				第2回				第3回			
※	申出の期間	※	申出日	※	申出の期間	※	申出日	※	申出の期間	※	申出日
	年 月 日から 年 月 日まで				年 月 日から 年 月 日まで				年 月 日から 年 月 日まで		
備考				備考				備考			

指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮										
第1回					第2回					第3回
※ 延長・短縮後の末日	※ 申 出 日	※ 本 人 印	所属 長印	延長・短縮後の期間	※ 延長・短縮後の末日	※ 申 出 日	※ 本 人 印	所属 長印	延長・短縮後の期間	※ 延長・短縮後の末日
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで
備考					備考					備考

(※印の欄は、提出者が記入し、又は押印する。)

(第2面)

介護休業の請求・承認										備考
※ 請求		請求の時期		※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決裁欄	給与減額手続(入力有無)		
年	月	日	時						分	日・時間数
年	月	日から	時	分	日	時				
年	月	日まで	時	分						
		☐ 毎日	時	分						
		☐ その他()	時	分						
年	月	日から	時	分	日	時				
年	月	日まで	時	分						
		☐ 毎日	時	分						
		☐ その他()	時	分						
年	月	日から	時	分	日	時				
年	月	日まで	時	分						
		☐ 毎日	時	分						
		☐ その他()	時	分						
年	月	日から	時	分	日	時				
年	月	日まで	時	分						
		☐ 毎日	時	分						
		☐ その他()	時	分						
年	月	日から	時	分	日	時				
年	月	日まで	時	分						
		☐ 毎日	時	分						
		☐ その他()	時	分						
年	月	日から	時	分	日	時				
年	月	日まで	時	分						
		☐ 毎日	時	分						
		☐ その他()	時	分						
年	月	日から	時	分	日	時				
年	月	日まで	時	分						
		☐ 毎日	時	分						
		☐ その他()	時	分						
年	月	日から	時	分	日	時				
年	月	日まで	時	分						
		☐ 毎日	時	分						
		☐ その他()	時	分						

(※印の欄は、提出者が記入し、又は押印する。)

(第3面)

介護休暇の取消し等									
※	休暇の取消し等の期間				※ 本人印	決 裁 欄	給与減額 手続(入力有無)	備 考	
	年 月 日	時	間	日・時間数					
	年 月 日 から 年 月 日まで	時 分 時 分	時 分 時 分	日 時					
	年 月 日 から 年 月 日まで	時 分 時 分	時 分 時 分	日 時					
	年 月 日 から 年 月 日まで	時 分 時 分	時 分 時 分	日 時					
	年 月 日 から 年 月 日まで	時 分 時 分	時 分 時 分	日 時					
	年 月 日 から 年 月 日まで	時 分 時 分	時 分 時 分	日 時					
	年 月 日 から 年 月 日まで	時 分 時 分	時 分 時 分	日 時					
	年 月 日 から 年 月 日まで	時 分 時 分	時 分 時 分	日 時					
	年 月 日 から 年 月 日まで	時 分 時 分	時 分 時 分	日 時					
	年 月 日 から 年 月 日まで	時 分 時 分	時 分 時 分	日 時					
	年 月 日 から 年 月 日まで	時 分 時 分	時 分 時 分	日 時					
	年 月 日 から 年 月 日まで	時 分 時 分	時 分 時 分	日 時					
	年 月 日 から 年 月 日まで	時 分 時 分	時 分 時 分	日 時					
	年 月 日 から 年 月 日まで	時 分 時 分	時 分 時 分	日 時					

(※印の欄は、提出者が記入し、又は押印する。)

(第1面)

[illegible]

(※印の欄は、提出者が記入し、又は押印する。)

(第2面)

※ 請 求 の 期 間		※ 請 求 年 月 日	※ 本 人 印	承 認 の 可 否	決 裁 欄	給与減額 手続(入 力有無)	考 考 備
年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						
年 月 日 時 分	□ 毎日 □ その他()			□ 承認 □ 不承認			
年 月 日 時 分	□ 毎日 □ その他()			□ 承認 □ 不承認			
年 月 日 時 分	□ 毎日 □ その他()			□ 承認 □ 不承認			
年 月 日 時 分	□ 毎日 □ その他()			□ 承認 □ 不承認			
年 月 日 時 分	□ 毎日 □ その他()			□ 承認 □ 不承認			
年 月 日 時 分	□ 毎日 □ その他()			□ 承認 □ 不承認			
年 月 日 時 分	□ 毎日 □ その他()			□ 承認 □ 不承認			
年 月 日 時 分	□ 毎日 □ その他()			□ 承認 □ 不承認			
年 月 日 時 分	□ 毎日 □ その他()			□ 承認 □ 不承認			
年 月 日 時 分	□ 毎日 □ その他()			□ 承認 □ 不承認			
年 月 日 時 分	□ 毎日 □ その他()			□ 承認 □ 不承認			
年 月 日 時 分	□ 毎日 □ その他()			□ 承認 □ 不承認			
年 月 日 時 分	□ 毎日 □ その他()			□ 承認 □ 不承認			

(※印の欄は、提出者が記入し、又は押印する。)

(第3面)

※ 休暇の取消し等の期間				※ 本人印	決 裁 欄	給与減額 手続(入力 有無)	考 備
年	月	日	時 間				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				

(※印の欄は、提出者が記入し、又は押印する。)

[改正前 別記]

第11号様式(第15条の2関係)

[略]

次のとおり $\left[\begin{array}{c} \square \text{養育} \\ \square \text{介護} \end{array} \right]$ のため $\left[\begin{array}{c} \square \text{早出遅出勤務} \\ \square \text{深夜勤務の制限} \\ \square \text{時間外勤務の制限} \\ \text{(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に} \\ \text{関する条例第6条の3} \\ \square \text{第2項} \quad \square \text{第3項} \quad \square \text{第5項)} \end{array} \right]$ を請求します。

1 請求に係る 子又は要介護者	[略]	
	続	柄
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

第11号様式(第15条の2関係)

[略]

次のとおり $\left[\begin{array}{c} \square \text{養育} \\ \square \text{介護} \end{array} \right]$ のため $\left[\begin{array}{c} \square \text{早出遅出勤務} \\ \square \text{深夜勤務の制限} \\ \square \text{時間外勤務の制限} \\ \text{(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に} \\ \text{関する条例第6条の3} \\ \square \text{第2項} \quad \square \text{第3項} \quad \square \text{第5項} \quad \square \text{第6項)} \end{array} \right]$ を請求します。

1 請求に係る 子又は要介護者	[略]	
	続	柄 等
	[略]	
[略]		

[改正前 別記]

第12号様式(第15条の2関係)

[略]

1 届出の 事由	(1) 養育の状況の変更 ☐ 子が死亡した。 ☐ 職員の子でなくなった。 (☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消し) ☐ 同居しなくなった。 ☐ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。	
	[略]	
	[略]	

[改正後 別記]

第12号様式(第15条の2関係)

[略]

1 届出の 事由	(1) 養育の状況の変更 ☐ 子が死亡した。 ☐ 職員の子でなくなった。 ☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消し ☐ 家事審判事件の終了 ☐ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除 ☐ 同居しなくなった。 ☐ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。 ☐ 上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。 (理由：)
[略]	[略]